

令和7年門真市教育委員会第11回定例会

開催日時 令和7年11月21日（金）午後2時

開催場所 本館4階 委員会室

議事日程

- | | |
|------|---|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第41号 令和7年度中学生チャレンジテスト（3年生）結果の公表について |
| 日程第4 | 議案第42号 令和7年度教育費補正予算の見積り申出について |
| 日程第5 | 議案第43号 （仮称）門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業設計施工一括請負契約の一部変更の申出について |
| 日程第6 | 議案第44号 門真市立学校施設設備使用条例の一部改正の申出について |
| 日程第7 | 報告案件 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項第1号に係る報告 |
| 日程第8 | 諸報告 |
| 日程第9 | 議案第45号 門真市職員の懲戒処分について |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9

出席委員

教育長	八木下 理香子
委員	松宮 新吾
委員	満永 誠一
委員	服部 雅俊

欠席委員

委員	澤田 京子
----	-------

事務局出席職員

教育部長	水野 知加子
教育部教育監	峯松 大輔
教育部次長	大倉 善充
教育部総括参事	高山 拓也
教育部教育総務課長	十河 大輔

教育部教育企画課長	渡辺 廣大
教育部学校教育課長	太田 雅貴
教育部学校教育課参事	向井 祐樹
教育部学校教育課参事 兼 教育センター長	岡田 和樹
市民文化部生涯学習課長 兼 門真市立図書館参事	清水 順子

八木下教育長 開会宣告 午後 2 時

日程第 1 会議録署名委員の指名

八木下教育長より 松宮 新吾 委員を指名

日程第 2 会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3 議案第41号 令和7年度中学生チャレンジテスト（3年生）結果の公表について

説明者 岡田学校教育課参事

議案書 1 ページ及び、別添カラー刷り資料をご覧ください。
9月2日に実施されました大阪府中学生チャレンジテスト3年生の結果概要が10月31日に大阪府より公表されましたことに伴い、本市でもその結果について市民の方々にお知らせすべく公表したいと考えております。

公表内容につきましては、別添のカラー刷り資料をご覧ください。表面には、中学校3年生の調査概要、国語・社会・数学・理科・英語の平均点、平均点を活用した対府比の経年比較グラフ、そして今後の取組を掲載しております。裏面には、生徒アンケート調査結果をまとめております。

表面の結果概要を申し上げます。平均点の対府比較では、国語 88.5 パーセント、社会 81.3 パーセント、数学 85.3 パーセント、理科 79.6 パーセント、英語 79.7 パーセントとなりました。昨年度の中学 3 年生と比較しますと、国語は、ほぼ横ばいで推移し、社会・理科・英語は、やや低下傾向を示しましたが、数学については+1.7 パーセントと改善が見られました。また、中学校 2 年生時からの同一集団で比較しますと、国語・社会・理科・英語はいずれも微減し、数学では+4.8 パーセントの伸びを示しております。

裏面には、生徒アンケート調査結果 11 項目も掲載しております。市全体として、昨年度は授業中、思考ツールを使って自分の考えを整理・まとめる場面がある、授業中、PC・タブレットを使って学級の友達と意見を交換する場面がある、の 2 項目が、大阪府平均を上回っていました。今年度はこれに加え、学級に違った考えや意見を受け入れる雰囲気がある、学校などで他の人と協力しあうことができる、わからないことや知りたいことがあるとき、図書館資料やインターネットで調べている、の 3 項目が増え、計 5 項目が府平均より高い結果となりました。こちらについては一定の改善が見られ、子どもたちが主体的に学ぶための授業づくりが、進められているということが伺えます。

さらに、各校ごとの 11 項目と結果の関係性をクロス分析したところ、昨年度より向上傾向にある学校では、先ほどの 5 項目が高いことに加え、難しいことがあってもあきらめない、といった前向きな学びに関する肯定的回答割合も高い数値を示しております。

一方で課題と致しましては、従来からの課題ではありますが、学習時間以外のスマートフォンやタブレットの活用率の高さ、普段から読書を全くしない生徒の多さは、依然として府平均より高く、継続した啓発と関連部署との連携が必要であると考えております。

今後もこの結果に基づき、市教委が学校をサポートしながら、引き続き、子どもを主語とした授業改善を推進していきたいと考えております。

公表につきましては、本日議決をいただければ、門真市のホームページに掲載したいと考えております。

[全委員異議なく、可決]

議案第 42 号 令和 7 年度教育費補正予算の見積り申出について

説明者 十河教育総務課長

はじめに、歳出のご説明をいたしますので議案書 4 ページ
ご覧願います。(款) 教育費、(項) 小学校費、(目) 学校管理
費 878 万 3 千円の追加、及び(款) 教育費、(項) 中学校費、(目)
学校管理費 107 万 4 千円の追加は、昨今の電気料金の高騰等に
伴い、小学校及び中学校の光熱水費の不足が見込まれることか
ら、光熱水費の歳出予算を計上するものでございます。

次に、議案書 5 ページをご覧願います。(款) 教育費、(項)
教育総務費、(目) 事務局費 1 億 4,955 万 1 千円の内、6,215
万円の減額は、水桜学園整備に伴う電波障害対策が不要となっ
たため、電波障害対策負担金の歳出予算を減額するものでござ
います。

また、残る、8,740 万 1 千円の減額は、令和 7 年度の児童・
生徒用パソコンの入れ替えに伴い、当初は 5 年分のソフトウェ
ア利用ライセンス使用料を一括で支払う予定として、予算を計
上しておりましたが、総務省通知に基づき、各年払いに変更す
るため、今年度分を除く使用料の歳出予算を減額するものでご
ざいます。

次に、(款) 教育費、(項) 教育総務費、(目) 教育振興費 81
万 5 千円の追加は、令和 8 年度に市立小中学校で使用予定の教
師用教科書を購入するにつき、需用費の歳出予算を計上するも
のでございます。

戻りまして、議案書 3 ページをご覧願います。歳入のご説明
をいたします。(款) 繰入金、(項) 基金繰入金、(目) 教育振
興基金繰入金 1 億 6,175 万円の減額は、先ほど申し上げました、
水桜学園整備に伴う電波障害対策が不要となったため、当該対
策負担金の減額に伴い、教育振興基金からの繰入金を減額する
もの、また、児童・生徒用パソコンの入れ替えに伴うソフトウ
ェア利用ライセンス使用料を各年払いとすることによる使用
料の減額に伴い、同じく教育振興基金からの繰入金を減額する
ものでございます。

次に、(款) 市債、(項) 市債、(目) 教育債 1,220 万円の追
加は、先ほど申し上げました、児童・生徒用パソコンのソフト
ウェア利用ライセンス使用料に対しデジタル活用推進事業債
を活用するにつき、G I G A スクール構想推進事業に充当する
ものでございます。

八木下教育長： 説明は終わりました。本件に対する質疑はありませんか。

満永委員： 光熱費の増額について校長会でもお話をされているのですか？

十河教育総務課長： 現時点で、学校校長会でお話はさせていただいておりません。

満永委員： なぜこのようなことを聞くのかというと、今、学校を見させてもらっていて、体育の時間などで、使用していない教室の電気がついていたり、水道から水が少し出たままだったり、その都度、校長には言うようにしているのですが、私も校長の時は、気をつけていたので、電気料金が高騰しているだけでなく、やはり学校も税金をつかっているという意識を当然持ってもらうって、いらない電気料金、水道料金、ガス料金というのは抑える。校長会でも、ぜひ言っていたいただければと思います。

十河教育総務課長： 承知いたしました。校長会で伝えるよういたします。

[全委員異議なく、可決]

日程第 5

議案第43号 (仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業設計施工一括請負契約の一部変更の申出について

説明者 渡辺教育企画課長

議案書 6 ページから 7 ページをご覧ください。本件は、令和 5 年 9 月 25 日に鴻池組・教育施設研究所共同企業体と契約の締結を行いました門真市立第四中学校区義務教育学校整備について、建築資材等の高騰等に伴い変更契約が必要となりましたので、契約金額 131 億 3,013 万円 2,110 円を 149 億 4,120 万 6,616 円に改めるものであります。

[全委員異議なく、可決]

日程第 6

議案第 44 号 門真市立学校施設設備使用条例の一部改正の申出について

説明者 清水生涯学習課長

議案書 8 ページから 10 ページをご覧ください。本件については、門真市立水桜学園の設置等に伴い、所要の改正を行うにつき、本条例を提出するものでございます。

改正内容といたしましては、門真市立水桜学園に新設する協働ラボの使用料、体育館の施設の使用条件及び、エアコンディショナーの使用料を明確にし、使用料を徴収できるようにするものであります。また、現在エアコンディショナーが設置されている学校についても施設設備使用料を改正するものであります。

なお、附則といたしまして、施行日を令和 8 年 4 月 1 日としております。

[全委員異議なく、可決]

八木下教育長： 次に本来なら、日程第 7 の「報告案件」ですが、告示後に急施を要する案件がありましたので、日程第 9 を追加し先に審議してよろしいか。

[全委員異議なし]

日程第 9

議案第 45 号 門真市職員の懲戒処分について
説明者 十河教育総務課長

八木下教育長より、本件は、個人情報にかかわる部分が含まれ、秘匿にする必要があるので、非公開にて審議を行いたいとのこと。各委員に諮ったところ、全員異議なく、了承、非公開にて審議された。

[議事録 省略]

[報告案件終了]

時間 午後 2 時 14 分から午後 2 時 16 分まで

日程第 7

報告案件 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項第 1 号に係る報告

報告者 太田学校教育課長

八木下教育長より、本件は、個人情報にかかわる部分が含まれ、秘匿にする必要があるので、非公開にて審議を行いたいとのこと。各委員に諮ったところ、全員異議なく、了承、非公開にて審議された。

[議事録 省略]

[報告案件終了]

時間 午後 2 時 17 分から午後 2 時 18 分まで

日程第 8

諸報告

番号 1 門真市立学校教職員人事基本方針及び令和 8 年度門真市立学校教職員人事取扱要領

報告者 向井学校教育課参事

先日、大阪府教育委員会より令和 8 年度公立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事取扱要領の送付がありました。大阪府公立学校教職員人事基本方針については変更ありませんでしたが、令和 8 年度公立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事取扱要領については、年度の変更に加え、昨年度に引き続き異動対象者の年数について変更がありました。

具体的には、新規採用者以外の教員について、府の人事取扱要領では前年度は 5 年以上勤務する者が異動対象であったものが、1 年短縮され、4 年以上勤務する者から異動対象となるように変更されております。また、現任校での勤務が最長 9 年までとされていたものが、こちらも 1 年短縮され、最長 8 年までに変更されております。

そのことを受けまして、来年度に向けた門真市立学校教職員人事基本方針、門真市立学校教職員人事取扱要領についてご説明申し上げます。諸報告資料 1 ページからでございます。門真市立学校教職員人事基本方針につきましては、変更はございません。

次に 2 ページからの、令和 8 年度門真市立学校教職員人事取扱要

領の変更箇所についてご説明いたします。4ページの新旧対照表もあわせてご確認下さい。

まず、表題等の年度を令和8年度に変更しております。

次に、1の(3)、異動及び配置換の推進の、②をご覧ください。府の取扱要領に準じて、5年以上勤務する者が異動対象であったところを短縮し、4年以上勤務する者を異動対象として変更しております。

次に、その下の③をご覧ください。本市の人事取扱要領では以前から教諭については異動年限を8年としており、首席、指導教諭に限り、異動年限を府の上限である9年を適用しておりました。今回、府が8年を上限としたことに伴い、首席・指導教諭においても他の教職員と変わらない対応となったため、③の項目自体を削除しております。

—すべての報告が終了—

八木下教育長 閉会宣言 午後2時22分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教育長 八木下 理香子

署名委員 松宮 新吾